

Green 購買ガイドライン

第3版 2022年7月
武蔵精密工業株式会社

目 次

1.	はじめに	P3
2.	環境取り組みの基本方針	P4
3.	Green 購買ガイドラインの目的	P5
4.	適用範囲	
5.	納入製品の事例	
6.	資材選定基準	P6
7.	お願い事項	

添付資料 : 書式及び基準

•	Green 購買ガイドライン 受領書	P9
•	定性分析結果報告書	P10
•	定量分析結果報告書	P11
•	材料、部品及び副資材に含有する環境負荷物質の測定基準		P12
•	環境負荷物質の管理方法	P13
•	環境負荷物質管理体制チェックシート	P14
•	I M D S 入力調査用紙	P16
•	主要関連法規類	P17

1. はじめに

武蔵精密工業株式会社は、顕在化する地球環境問題に対応するため、環境方針をさだめ、地球環境保全に向けた取り組みを進めています。

美しい地球と豊かな社会を次の世代へ引き継いでいくために、当社は「地球環境保全」を考慮した製品を設計・製造・販売することに努力してまいります。それらは全てお取引先のご協力を頂くことが出来なければ実現は出来ません。

こうしたことから当社では、地球環境および当社顧客先に対して社会的責務を果たすために「Green 購買ガイドライン」を制定し、環境保全の取り組みを強化してまいります。

「地球環境保全」に向けた取り組みの重要性をご理解いただき、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

武蔵精密工業株式会社
購買部長 浮須 博

2. 環境取り組みの基本方針

武蔵精密工業（株）は地球環境の保全活動のグローバル展開を行い、広く地球環境社会に責任を持つ為に、環境方針と環境ビジョンを定めています。

わたしたちは、テクノロジーへの“情熱”とイノベーションを生み出す“知恵”をあわせて人と環境が“調和”した、豊かな地球社会の実現に貢献します

その実現のため、以下の内容に取り組み、地球環境の保全と改善を行います

①わたしたちは、地球環境との共存共栄を目指します

1. 生物多様性保全に取り組みます
2. 自然環境再生に取り組みます
3. 持続可能な社会の実現に向けた企業活動に努めます

②わたしたちは、あらゆる環境問題に率先して取り組みます

1. 環境関連の法規制ならびに客先要求を誠実に遵守します
2. 環境保全と汚染の予防に努めます
(気候変動、水使用量、排水、廃棄物、有害化学物質の管理と削減)
3. 事業活動およびバリューチェーン全体でのカーボンニュートラルの達成を目指します

③わたしたちは、常に環境テクノロジーの探求を続けます

1. 省エネルギーを追求し、高効率な生産活動を実践します
2. 製品ライフサイクルの各段階で環境負荷低減に貢献できる商品を提供します
3. 環境マネジメントシステムを通じて、継続的環境改善に取り組みます

④わたしたちは、積極的に社会との連携・協力を進めます

1. ステークホルダーの意見に耳を傾け、環境保全活動に反映します
2. 地域の環境保全への取り組みを支援します
3. 企業、学術機関などと幅広い連携・協力関係を構築します

⑤わたしたちは、情報開示と従業員の環境意識向上に取り組みます

1. 積極的な情報開示を行います
2. 従業員の教育を行い、環境改善活動への積極的な参画を促します

3. Green 購買ガイドラインの目的

武蔵精密工業は、地球環境保全に積極的に取り組むお取引先から環境に配慮された製品を調達することで環境負荷物質の管理が進むと考えます。さらにお取引先とともに環境負荷の管理を行なうことはサプライチェーンを通じた環境に対する品質を保証することにもなります。

4. 適用範囲

武蔵精密工業がその製品や生産工程で使用する部品・素材・副資材・包装梱包資材の納入製品を調達するお取引先、および部品等の加工、加工を委託する協力メーカーに適用します。お取引先に複数の事業所がある場合は、納入製品を製造する全ての事業所・工場を対象とします。但し、武蔵精密工業より部品・素材・副資材・包装梱包資材を支給しているお取引先は対象外とします。

5. 納入製品の事例

武蔵精密工業が調達する以下の部品・素材・副資材・生産補助材・包装梱包資材の納入製品に適用します。

1) 納入製品の事例

用途	内容	納入製品の具体例
部品・素材	原材料、部品、完成品、半完成品、グリース等	鋼材、加工部品、ねじ、樹脂材料、ゴム製品、表面処理など
副資材 (生産補助材)	武蔵精密工業の製品に付着するもの	防錆油、接着剤、塗料、テープ、ラベル、インク、ペイントマーカーなど
	生産工程で使用するもの	熱処理油、切削油、洗浄油、溶剤など
包装、梱包資材	包装材料、梱包材料	トレー、印字用インキ、ポリ容器、ポリ袋、シート、フィルム、緩衝材、パレット、ダンボール、梱包用テープ、結束バンド、ラベルなど

2) 組み立て・加工協力メーカー

部品・素材の組み立て及び加工を委託しているお取引先

(注：加工には、鍛造・切削・研削・熱処理・表面処理他があります。)

6. 資材選定基準

購入する資材の選定にあたっては、必要な品質・機能・経済的合理性に加え、以下の環境負荷低減に関する諸事項を満たしていることを優先します。

- ① 再生資源ならびにエネルギー等に関する法律・条令に適合していること
- ② 当社が定めている使用禁止化学物質の含有がないこと
- ③ 化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと
- ④ 再生資源、部品の使用や小型化により省資源化や省エネルギー化が図られていること
- ⑤ リサイクル設計が考慮されていること
- ⑥ 資材に関する情報が開示されること
- ⑦ 梱包資材についても、上記内容と同様の対応がなされ、省資源・リサイクル・減量およびP R T R法指定の化学物質の含有量削減等がなされていること

7. お願い事項

本ガイドラインは禁止6物質の非含有宣言書と体制確立のお願いですが、ISO14001などの環境マネジメントシステムの構築又は同等の活動を通じて、環境負荷低減を継続的に進めるとともに、お取引先が素材製造・使用・廃棄のライフサイクルの各段階を通じて環境負荷低減に自主的に取り組むことをお願いします。

今後顧客の化学物質管理基準が大幅に変更されることが予測されています。環境負荷物質名および使用の制限は各国、各地域の法令、指令及び顧客の最新版の規制を優先します。

a. 提供をお願いする情報・書類

要求事項の順守や取り組み状況を確認するため、既存取引先及び新たに取引を開始するときや既存製品及び新たに製品を納入いただくとき、武蔵精密工業が必要とするときなどには、以下の内容で情報の提供を書面にてお願いします。

情報書類	提出先	提出頻度	様式
本ガイドライン受領書	武蔵精密工業(株) 購買部	配布時	添付1
定性、定量分析結果報告書		要求する時	添付2, 3
環境負荷物質管理体制チェックシート			添付6
IMDS 入力用紙	武蔵精密工業(株) 品質保証部	新規立ち上がり時	添付7
MSDS または成分検査書			任意

b. 製品含有環境負荷物質の使用制限 適合宣言

弊社は、EU廃車指令、その他法律（添付8）、顧客基準に準拠し、鉛、カドミウム、六価クロム、水銀、臭素系難燃剤 HBCD（ヘキサブロモシクロドデカン）、GADSL の使用禁止物質の使用を製品やその梱包資材の納入製品及び生産工程で使用する生産補助資材について禁止します。

c. 環境負荷物質の使用抑制

(1) 鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、臭素系難燃剤 HBCD（ヘキサブロモシクロドデカン）、の使用を禁止します。

EU 廃車指令 (2000/53/EC) の Annex II の内容、その他法律（添付8）、顧客基準に従い、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、臭素系難燃剤 HBCD（ヘキサブロモシクロドデカン）の使用を禁止します。

禁止物質を使用していた場合、切替に関わる費用及び当社が被る損害、費用は全て取引先が責任を持たなければなりません。

なお、当社から分析データ等の提出を要求する場合があります。

(2) GADSL に準拠した化学物質の管理

・GADSL【日米欧の自動車、自動車部品、化学品メーカーで結成されたグループ (GASG) が制定した、業界共通の管理化学物質リスト】 リスト詳細は右記 URL よりご参照願います <https://www.gadsl.org/>

(3) 使用材料、化学物質の報告

①IMDS による報告

(1)、(2)項に基づく SOC 等の管理のほか、EU 廃車指令や日本の自動車リサイクル法で要求されるリサイクル可能率や ASR 量等の算出のため、当社からの依頼に基づき期日までに報告をお願いします。

②MSDS の提出（資材、副資材等の場合）

当社からの依頼に基づき期日までに報告をお願いします。

(4) EU 化学物質規制「REACH」への対応

EU 化学物質規制「REACH」で登録が要求される物質・調剤および成形品からの意図的放出物については、予備登録・登録を確実に実施して下さい。

また、危険性の高い化学物質 (SVHC) についても、該法規により求められる義務に遅滞なく対応をお願いします。

d. 環境負荷物質管理体制

武蔵精密工業がお取引先に要求する環境負荷物質の管理方法については添付5の資料を参照して下さい。またお取引先は「環境負荷物質管理体制チェックシート」（添付6）を使用しその取り組み状況を自主評価し、管理水準を向上させて下さい。尚、武蔵

精密工業よりチェックシートの提出をお願いする場合があります。

e. 鉛、カドニウム、六価クロム、水銀、臭素等の分析データ

武蔵精密は顧客先より鉛、カドニウム、六価クロム、水銀、臭素等使用禁止物質の分析データの提出を要求される場合があります。この為、武蔵精密工業が要求した場合は、速やかに必要なデータの提出をお願いします。データ測定に際しては、「材料・部品等および副資材に含有する環境負荷物質の測定基準」(添付4)を参照して下さい。また使用禁止物質は本ガイドライン7-c-(2)のURLより参照してください。

f. 武蔵精密工業における確認

武蔵精密工業では、提出された書類によりお取引先及び納入製品を評価し、場合によっては、お取引先を訪問して現地確認やヒアリングなどをお願いをすることがあります。

g. 本ガイドラインの順守状況の確認

本ガイドラインに定める要求事項等の順守状況及び取り組みレベルを確認するため、「環境負荷物質管理体制チェックシート」(添付6)などにより、お取引先を訪問して現地監査をお願いする場合があります。

h. 情報の扱い

お取引先の個人情報や外部に公表することはありませんが、納入製品の環境配慮の状況、環境負荷物質の含有付着についての情報は、武蔵精密工業の製品情報として当社の顧客先へ公開することがあります。

<内容についての問合せ先>

武蔵精密工業株式会社 環境安全 Gr. 広田までお願いいたします。

Tel : 0532-25-0947

Fax : 0532-25-4840

E-mail tetsuya_hirota@musashi.co.jp

添付資料 : 書式および基準

- | | |
|------------------------------|-----|
| ・ 製品含有環境負荷物質の使用制限 適合宣言書 | 添付1 |
| ・ 定性分析結果報告書 | 添付2 |
| ・ 定量分析結果報告書 | 添付3 |
| ・ 材料、部品及び副資材に含有する環境負荷物質の測定基準 | 添付4 |
| ・ 環境負荷物質の管理方法 | 添付5 |
| ・ 環境負荷物質管理体制チェックシート | 添付6 |
| ・ IMD S入力調査用紙 | 添付7 |
| ・ 主要関連法規類 | 添付8 |

Green 購買ガイドライン 受領書

ムサシグリーン購買ガイドライン(第3版)を送付致しますのでご確認後、ご捺印の上
20年**月**日(*)までに**当文書(受領書)をご返送下さるようお願い申し上げます。

文書名 (今回配布)

ムサシグリーン購買ガイドライン(第3版) 制定日 2022年7月
本最新版を受領しました。

文書名 (前回配布)

Green 購買ガイドライン(第2版) 制定日 2011年8月
上記の旧版は**破棄**致します

受領年月日 : _____

お取引先 No. : _____

お取引先名 : _____ 印

報告書 No. _____

定性分析結果報告書

年 月 日		
会社名		
承認	確認	作成

1. サンプル情報

分析日: _____

製品名		(サンプル外観)
部品 NO.		
重量		
材質		
メーカー		

2. 分析結果

分析方法					
サンプルの前処理					
元素名					
元素記号					
定量値 (ppm)					
標準偏差 (ppm)					
判定					

3. サンプル蛍光X線スペクトル

コメント	環境負荷物質 非含有判定	
	合格	不合格

報告書 No. _____

定量分析結果報告書

年 月 日		
会社名		
承認	確認	作成

1. サンプル情報

分析日 : _____

製品名		(サンプル外観)
部品 NO.		
重量		
材質		
メーカー		

2. 分析結果

分析年月日	
分析機関	
定量分析方法	
サンプル前処理	
定量元素名	
分析方法	

3. 定量結果

分析元素名	試料の状態	含有量 (ppm)

材料、部品等および副資材に含有する環境負荷物質の測定基準

1. 適用範囲

(1) 適用材料、部品

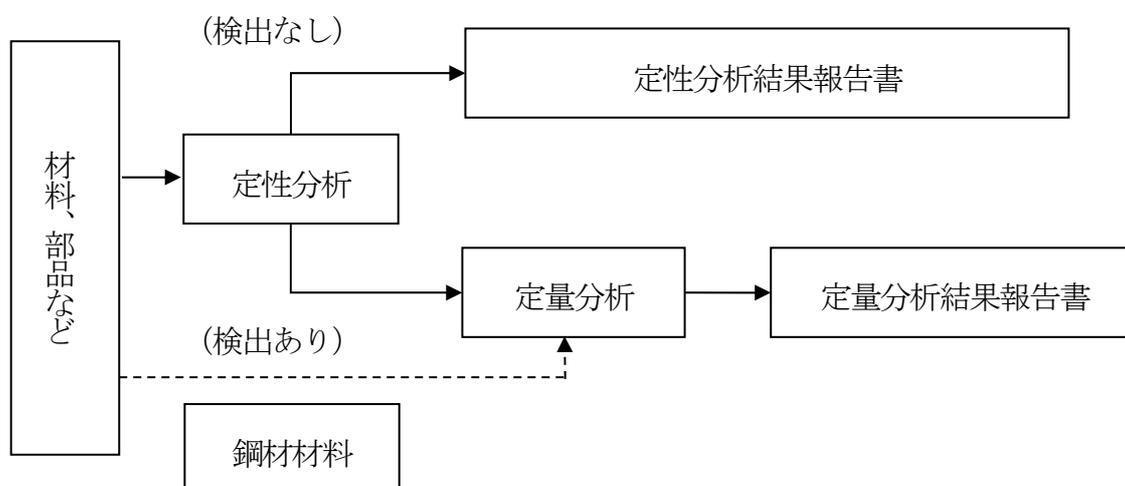
すべての材料および部品（資材、副資材を含む）に適用する。
資材・副資材においては、製品に付着、残留するものを対象とする。

(2) 測定対象元素

本測定基準で対象とする物質は武蔵精密工業が指定した物質とする。

定性/定量分析の対象物質と前処理、分析方法及び測定使用装置については、当社顧客先要求内容に従います。

2. 測定フロー



元素が検出された場合は、含有目的を購入先に確認し、文書で回答ください。
鉄鋼材料は、定性分析でなく、定量分析をおこなうこと。

環境負荷物質の管理方法

環境負荷物質の管理方法について、以下に定めます。
禁止物質等の環境負荷物質を適正に管理し、その含有や付着の情報を開示する。
当社よりお取引先に対して品質保証関係および購買書類の提示がある場合は、本ガイドラインと合わせて運用する。

1. 工程管理

原材料・部品・副資材などの構成要素毎に、成分表もしくはそれに代わるもの（分析データ、ミルシートなど）を入手し、環境負荷物質の含有状況を把握する。

生産工程で使用する油剤や洗浄剤等で、納入製品に付着する可能性のあるものは、成分表もしくはそれに代わる分析データを入手し、環境負荷物質の状況を把握する。

分析データ、成分表等は常に最新版を入手し、管理する。また差換えられた旧版は、環境負荷物質確認の証として10年間保管する。

2. 初物管理

初物について、1項に示す内容により環境負荷物質の含有付着の状況を把握するとともに、当社に速やかに連絡し、指示に従い必要な手続きをおこなう。

3. 工程変更管理

材料や材料メーカーの変更、製造工程で使用する油剤や洗浄油等の変更で、納入製品の含有や付着成分に変化が見込まれる場合は、1項の手順により、変更後の状況を把握するとともに、当社に速やかに連絡し、指示に従い必要な手続きをおこなう。

4. 異常発生時の措置

事故等による納入製品への「禁止物質」付着など、当社の要求事項を満たさない、また満たさない可能性が発生した場合は、当社に速やかに連絡し、現品の出荷停止及び出荷済品の回収を図る。

異常品の発生原因及び流出原因を解析し、是正処置を実施し再発の防止を図る。

5. お取引先管理

お取引先に、本ガイドラインに示す内容と同等の管理を依頼し、源流から環境負荷物質の管理が出来る体制を整える。

6. トレーサビリティの確立

部品や原材料の調達から製造出荷ロットまでロット管理を実施し、トレーサビリティを確立する。

7. 情報の開示

当社が「Green 購買ガイドライン」で定める情報、及び納入製品の保障上必要な情報開示を求めた場合は速やかに対応する。

環境負荷物質管理体制チェックシート (1/2)

社名: _____

事業所・工場名: _____

部署名: _____

チェック者: _____

チェック日: _____ 年 月 日

要求事項	結果	評価	備考(今後の改善計画等)
1. 自社製品のサプライチェーンの明確化			
1) 全ての購入部品、材料、副資材(以下:購入品)を識別・特定し、個別に管理が出来るようになっている。 (最終製品として納入されるものが対象)	① 購入品の一覧表がある。 ② 品番をつけて個別に管理出来るようになっている。 ③ 各品番ごとに、環境負荷物質管理の責任部署が明確になっている。		
2) 各製品の購入品のサプライチェーンが明確になっている。 【注意事項】 貴社を1次お取引先様(Tier 1)として、貴社仕入先(2,3次お取引先様)をTier 2, 3として考えて下さい。	① 購入品のお取引先様が明確である。 ② お取引先様(Tier 2)の環境負荷物質対策窓口が明確になっている。 ③ 購入品毎に、環境負荷物質に関する留意度の認識がある。 ④ Tier 3以降も含めサプライチェーンを把握している。		
2. お取引先様(Tier 2)への要求の明確化			
1) 購入品環境負荷物質に関する管理体系が、明確である。	① 自社の規定、標準類がある。		
2) お取引先様(Tier 2)に対して、図面、検査法等で環境負荷物質非含有を明確に指示している。	① 取引基本契約に環境負荷物質対応が含まれている。 ② 環境負荷物質非含有を図面指示している。 ③ 環境負荷物質に関する検査規定がある。		
3) お取引先様(Tier 2)に対する、環境負荷物質管理体制の要求事項が明確であり、これを提示している。	① チェックシート等で、具体的に要求を提示している。 ② お取引先様説明会等で具体的に要求を提示している。		
3. お取引先様(Tier 2)から購入品の管理の徹底			
1) お取引先様(Tier 2)から購入品の受入れ時の環境負荷物質に関する業務規定が明確になっている。	① 規定、標準類がある。		
2) 全ての購入部品、材料、副資材について、お取引先様(Tier 2)から環境負荷物質非含有の証明を得ている。 (下記 5 2参照)	① 会社全体としての非含有宣言書等得ている。 ② 部品別、材料別(含:副資材)に非含有の証明を得ている。 ③ ②は定量データに基づくものである。		
3) お取引先様(Tier 2)の管理体制を確認している。	① お取引先様から工程整備報告を得ている。 ② 工程調査を行う基準が明確になっている。 ③ 重点お取引先様には工程調査(含:管理体制調査)を実施している。		
4) 購入品の環境負荷物質非含有の確認のため実測を行なうことが出来る。	① 検査機器を保有している、または外部委託先を確認している。 ② 実測を行う実施基準が明確になっている。 (含:対象部品のランク付け) ③ 実施基準に従って、実測を行っている。		

評価欄の基準 :実施している(2.8点) :概ね、実施している(2点) :一部実施している(1点) :殆ど実施していない(0点)

環境負荷物質管理体制チェックシート (2/2)

社名: _____

事業所・工場名: _____

部署名: _____

チェック者: _____

チェック日: _____ 年 月 日

要求事項	結果	評価	備考(今後の改善計画等)
4. 自社の環境負荷物質管理体制の構築・維持			
1) 自社(設計、工場、工程)における環境負荷物質含有、混入防止体制を構築し、実施状況を定期的に確認している。	①設計開発段階での環境負荷物質対応の規定、標準がある。		
	②設計開発段階での確認が実施されている。		
	③環境負荷物質が混入しない工程であることを、工程管理マニュアル、QC 工程表などに織り込んでいる。		
	④工程変更時の環境負荷物質関連の対応が明確になっている。		
	⑤工程変更時の環境負荷物質関連の対応が明確になっている記録が残っている。		
	⑥工程整備状況を定期的に確認している。		
5. 顧客への納入品の環境負荷物質非含有の証明			
1) 顧客との検査法(検査規格)等に、環境負荷物質管理が含まれている。	①自社の規定、標準類がある。		
2) 新規材料等を納入する際、下記の環境負荷物質非含有のエビデンスがあることを確認し、他のデータとともに、その資料を報告ください。 [環境負荷物質非含有の証明(エビデンス)] Tier 2からの ①購入材料は、環境負荷物質4物質の含有量(濃度)が判るデータ(成分表、または分析データ等) ②購入副資材は、上記または実測データ ③購入部品は、非含有宣言書 (エビデンスについては、実測データを保有いただき、武蔵精密工業からの求めに応じ即時出せること) 環境負荷物質5物質とは、鉛、水銀、六価クロム、カドミウム、臭素	①購入材料についてエビデンスがある。		
	②購入副資材についてエビデンスがある。		
	③購入部品についてエビデンスがある。		
	④エビデンス入手不可の部品がある場合の対応方法が明確になっていない。		
3) 環境負荷物質含有が検出(閾値内)された際の対応方法が明確になっている。	①意図的混入、非意図的混入を判定する基準がある。		
	②環境負荷物質に関する異常措置要領が整備されている。		

評価欄の基準

○:実施している(2.8点)

□:概ね、実施している(2点)

△:一部実施している(1点)

×:殆ど実施していない(0点)

報告書 No. _____

I M D S 入力調査用紙

年 月 日		
会社名		
承認	確認	作成

下記” 要求内容・説明” に従って、記入欄へのご記入をお願い致します。

項目	入力内容	○=必須 △=分かれば	記入欄
部品	部品名称	○	
	部品番号	○	
	部品重量	○	
	構成部品の数量	○	
材料	名称	○	
	材料分類	△	
	公的材料規格	△	
リサイクル 情報	リサイクル材の含有有無	△	
	工程内リサイクル材の割合	△	
	市場回収リサイクル材の割合	△	
化学物質	名称	○	
	含有率	○	
	GADSL物質の含有有無	○	
企業データ	部品番号	○	
	部品名称	○	
	図面番号	—	
	設計変更番号	—	
	サプライヤーコード	—	
	客先のIMDSのID	○	

IMDS 要求内容・説明

項目	入力内容	○=必須 △=分かれば	備考
部品	部品名称	○	
	部品番号	○	
	部品重量	○	図面質量または実測値、構成部品毎に
	構成部品の数量	○	
材料	名称	○	公的材料規格JIS、ISO、EN等で規定されているもの
	材料分類	△	IMDS上の分類表から選択
	公的材料規格	△	JIS、ISO、EN等材料が何に適合するか
リサイクル 情報	リサイクル材の含有有無	△	
	工程内リサイクル材の割合	△	例:射出成型、不合格品などから
	市場回収リサイクル材の割合	△	例:廃棄または損傷した車両、梱包材、廃棄した家庭用器具などから
化学物質	名称	○	
	含有率	○	材料重量に対する含有率
	GADSL物質の含有有無	○	有りの場合の含有率
企業データ	部品番号	○	
	部品名称	○	
	図面番号	—	
	設計変更番号	—	
	サプライヤーコード	—	客先に対する武蔵(取引先)のコード
	客先のIMDSのID	○	

- ・構成部品がある場合は、構成部品毎にデータが必要です。
- ・グリス、表面処理等を使用している場合は、そのデータも必要です。
- ・取引先でIMDS入力可能な場合は、武蔵ID：42251へ送信をお願いします。

主要関連法規類

国又は地域	法規等の名称
EU	廃車指令又はELV指令 (2000/53/EC)
	Annex II改訂 (2008/689/EC)
	部品、材料コード基準 (2003/138/EC)
	RRR指令 (2005/64/EC)
	化学物質規制REACH
	上市と使用制限に関する指令 (76/769/EC)
日本	自工会自主取組み (環境負荷物質の全廃・削減)
	資源有効利用促進法 (3R法)
	使用済自動車のリサイクル法
	化審法
米国	水銀規制法
韓国	電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律施行令
中国	自動車製品回収利用技術政策
台湾	自動車リサイクル (資源回収及び再利用法) の業界自主規制

改訂履歷

版数	内容	改訂
第1版	制定 新規発行	2009年6月
第2版	環境負荷物質/IMDS 入力用紙/主要関連法規追記	2011年8月
第3版	環境方針改訂等	2022年3月